



発行 東京都

目次

27

条 例

- 土地収用法関係手数料等に関する条例の一部を改正する条例……………（財務局）…三
- 東京都都税条例の一部を改正する条例……………（主税局）…四
- 東京都固定資産評価審査委員会関係手数料条例の一部を改正する条例……………（同）…四
- 東京都情報公開条例の一部を改正する条例……………（生活文化局）…四
- 東京都個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…四
- 東京都特定個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…五
- 特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例……………（同）…五
- 東京都障害者スポーツセンター条例の一部を改正する条例……………（同）…五
- 東京都体育施設条例及び東京都体育施設条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例……………（同）…五
- 学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例……………（東京都教育委員会）…六
- 学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…七
- 東京都教育委員会職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…七
- 東京都立学校設置条例の一部を改正する条例……………（同）…七
- 東京都都市整備局関係手数料条例の一部を改正する条例……………（都市整備局）…七

条例のあらまし

●土地収用法関係手数料等に関する条例の一部を改正する条例（条例第一六号）

- 一 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三〇年法律第四九号）の施行に伴い、特定所有者不明土地の収用又は使用についての裁定の申請に係る手数料の規定を設けます。

（例）土地収用法の特例の裁定の申請に係る手数料

- 損失補償の見積額が一〇〇、〇〇〇円以下の場合 二七、〇〇〇円
- 二 この条例は、平成三一年六月一日から施行します。

●東京都都税条例の一部を改正する条例（条例第一七号）

- 一 商業地等に係る固定資産税・都市計画税の負担水準が六五％を超える場合に、六五％の水準まで税額を減額する措置を、平成三一年度も継続します。
- 二 小規模住宅用地に係る都市計画税を二分の一とする軽減措置を、平成三一年度も継続します。
- 三 この条例は、平成三一年四月一日ほかから施行します。

●東京都固定資産評価審査委員会関係手数料条例の一部を改正する条例（条例第一八号）

- 一 不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三〇年法律第三三号）の施行による工業標準化法（昭和二四年法律第一八五号）の改正に伴い、規定を整備します。
- 二 この条例は、平成三一年七月一日から施行します。

●東京都情報公開条例の一部を改正する条例（条例第一九号）

一 不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三〇年法律第三三三号）の施行による工業標準化法（昭和二四年法律第一八五号）の改正に伴い、規定を整備します。

二 この条例は、平成三一年七月一日から施行します。

●東京都個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例（条例第二〇号）

一 不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三〇年法律第三三三号）の施行による工業標準化法（昭和二四年法律第一八五号）の改正に伴い、規定を整備します。

二 この条例は、平成三一年七月一日から施行します。

●東京都特定個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例（条例第二一号）

一 不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三〇年法律第三三三号）の施行による工業標準化法（昭和二四年法律第一八五号）の改正等に伴い、規定を整備します。

二 この条例は、平成三一年七月一日ほかから施行します。

●特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例（条例第二二号）

一 不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三〇年法律第三三三号）の施行による工業標準化法（昭和二四年法律第一八五号）の改正に伴い、規定を整備します。

二 この条例は、平成三一年七月一日から施行します。

●東京都障害者スポーツセンター条例の一部を改正する条例（条例第二三号）

一 東京都多摩障害者スポーツセンターの移転に伴い、位置等を改めます。
 (例) 調布市西町三七六番三
 ↓ 国立市富士見台二丁目一番地の一

二 この条例は、平成三一年六月三〇日から施行します。

●東京都体育施設条例及び東京都体育施設条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（条例第二四号）

一 駒沢オリンピック公園総合運動場硬式野球場及び有明テニスの森公園テニス施設の改修等に伴い、利用料金の上限額を改定するほか、所要の改正を行います。
 (例) 駒沢オリンピック公園総合運動場硬式野球場の利用料金の上限額の改定
 専用使用で、入場料の徴収又はこれに類する取扱いをしない場合
 二時間当たり 一〇、二〇〇円 ↓ 一五、三〇〇円

二 この条例は、平成三一年四月一日から施行します。

●学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例（条例第二五号）

一 学校職員の定数を改めます。

区分	改正後(人)	改正前(人)	増(△)減
小学校	三二、四〇四	三二、〇六三	三四一
中学校	一五、六五〇	一五、六五四	△四
高等学校	一〇、八七七	一〇、九七八	△一〇一
特別支援学校	五、八九〇	五、八七一	一九
合計	六四、八二二	六四、五六六	二五五

二 この条例は、平成三一年四月一日ほかから施行します。

●学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第二六号）

一 小笠原業務手当の支給期限を延長します。

二 この条例は、公布の日から施行します。

●東京都教育委員会職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第二七号）

一 小笠原業務手当の支給期限を延長します。

二 この条例は、公布の日から施行します。

●東京都立学校設置条例の一部を改正する条例(条例第二八号)

- 一 東京都立王子第二特別支援学校を廃止します。
- 二 この条例は、平成三十一年四月一日から施行します。

●東京都都市整備局関係手数料条例の一部を改正する条例(条例第二九号)

- 一 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成三〇年法律第四九号)の施行に伴い、地域福利増進事業の土地使用権等の取得の裁定の申請等に係る手数料を設けません。
- (例) 地域福利増進事業土地使用権等裁定申請手数料
損失の補償金の見積額が一〇〇、〇〇〇円以下の場合 一九、五〇〇円
- 二 この条例は、平成三十一年六月一日から施行します。

条 例

土地収用法関係手数料等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第十六号

土地収用法関係手数料等に関する条例の一部を改正する条例

土地収用法関係手数料等に関する条例(平成十二年東京都条例第六十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「。以下「法」を」及び所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成三十年法律第四十九号。以下「所有者不明土地法」に、「及び」を「並びに土地収用法に基づく」に改める。

第二条第一項中「法」を「土地収用法及び所有者不明土地法に」に改める。

第六条中「法」を「土地収用法」に改める。

別表一の項及び二の項中「法」を「土地収用法」に改め、同表三の項中「法第十八条(法)」を「土地収用法第十八条(同法)」に改め、同表四の項中「法第三十九条第一項(法)」を「土地収用法第三十九条第一項(同法)」に改め、同表五の項中「法第九十四条

第二項(法)」を「土地収用法第九十四条第二項(同法)」に、「法第三十八条第一項」を「同法第三十八条第一項」に改め、同表六の項中「法第一百六条(法)」を「土地収用法第一百六条(同法)」に改め、同表備考一中「法第八十一条」を「土地収用法第八十一条」に、「法第二条又は法」を「同法第二条又は同法」に、「場合又は法」を「場合又は同法」に改め、同表備考二中「法第四十四条の」を「土地収用法第四十四条の」に、「により法」を「により同法」に、「法第四十四条第二項」を「同法第四十四条第二項」に改め、同表の前に次のように加える。

- 第一 土地収用法に基づく事務
- 別表に次のように加える。
- 第二 所有者不明土地法に基づく事務

事務	額
一 所有者不明土地法第二十七条第一項又は第三十七条第一項の規定に基づく裁定の申請に対する事務	(一) 損失補償の見積額が十万円以下の場合 二万七千円 (二) 損失補償の見積額が十万円を超え五百万円以下の場合 二万七千円に損失補償の見積額の十万円を超える部分が五万円に達するごとに二千七百円を加えた額 (三) 損失補償の見積額が百万円を超え五百万円以下の場合 七万五千六百円に損失補償の見積額の百万円を超える部分が十万円に達するごとに三千四百円を加えた額 (四) 損失補償の見積額が五百万円を超え二千万円以下の場合 二十一万一千六百円に損失補償の見積額の五百万円を超える部分が百万円に達するごとに三千五百円を加えた額 (五) 損失補償の見積額が二千万円を超え一億円以下の場合 二十六万四千四百円に損失補償の見積額の二千万円を超える部分が四百万円に達するごとに四千八百円を加えた額 (六) 損失補償の見積額が一億円を超える場合 三十六万百円

附 則

この条例は、平成三十一年六月一日から施行する。

東京都都税条例の一部を改正する条例を公布する。

平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第十七号

東京都都税条例の一部を改正する条例

東京都都税条例(昭和二十五年東京都条例第五十六号)の一部を次のように改正する。
第四十八条の十五の二中「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に改める。

附則第七条第二項第四号及び附則第九条第二項第一号イ(2)中「第八十条第一号イ」を「第四百七十七条第一号イ」に改める。

附則第十五条の二(見出しを含む。)中「平成三十一年度分」を「平成三十一年度分」に改める。

附則第二十条中「平成三十一年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同条第一号中「同条第一号イ」を「同条第二号イ」に改める。

附則第二十条の二(見出しを含む。)中「平成三十一年度分」を「平成三十一年度分」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条第二項第四号及び附則第九条第二項第一号イ(2)の改正規定 公布の日

二 第四十八条の十五の二の改正規定 平成三十五年一月一日

(経過措置)

2 この条例による改正前の東京都都税条例(以下「旧条例」という。)附則第十五条の二の規定は、平成三十一年度分の固定資産税については、なおその効力を有する。

3 旧条例附則第二十条及び附則第二十条の二の規定は、平成三十一年度分の都市計画税については、なおその効力を有する。

東京都固定資産評価審査委員会関係手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第十八号

東京都固定資産評価審査委員会関係手数料条例の一部を改正する条例

東京都固定資産評価審査委員会関係手数料条例(平成二十七年東京都条例第三百三十八号)の一部を次のように改正する。

別表備考二中「日本工業規格A列三番」を「日本産業規格A列三番」に改める。

附則

この条例は、平成三十一年七月一日から施行する。

東京都情報公開条例の一部を改正する条例を公布する。

平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第十九号

東京都情報公開条例の一部を改正する条例

東京都情報公開条例(平成十一年東京都条例第五号)の一部を次のように改正する。
別表文書、図画及び写真の項中「日本工業規格X〇六〇六」を「日本産業規格X〇六〇六」に改め、同表備考二中「日本工業規格A列三番」を「日本産業規格A列三番」に改める。

附則

この条例は、平成三十一年七月一日から施行する。

東京都個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小池 百合子

東京都個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第二十号

東京都個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例

東京都個人情報の保護に関する条例(平成二年東京都条例第百十三号)の一部を次の

ように改正する。

別表電磁的記録の部その他の電磁的記録（パーソナルコンピュータで作成されたものに限る。）の項中「日本工業規格X〇六〇六」を「日本産業規格X〇六〇六」に改め、同表備考二中「日本工業規格A列三番」を「日本産業規格A列三番」に改める。

附則

この条例は、平成三十一年七月一日から施行する。

東京都特定個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第二十一号

東京都特定個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例

東京都特定個人情報保護に関する条例（平成二十七年東京都条例第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項及び第二十五条中「から第十五号」を「及び第十四号から第十六号」に改める。

別表電磁的記録の部その他の電磁的記録（パーソナルコンピュータで作成されたものに限る。）の項中「日本工業規格X〇六〇六」を「日本産業規格X〇六〇六」に改め、同表備考二中「日本工業規格A列三番」を「日本産業規格A列三番」に改める。

附則

この条例は、平成三十一年七月一日から施行する。ただし、第五条第三項及び第二十五条の改正規定は、公布の日から施行する。

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例を公布する。

平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第二十二号

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

特定非営利活動促進法施行条例（平成十年東京都条例第九十九号）の一部を次のように改正する。

別表備考二中「日本工業規格A列三番」を「日本産業規格A列三番」に改める。

附則

この条例は、平成三十一年七月一日から施行する。

東京都障害者スポーツセンター条例の一部を改正する条例を公布する。

平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第二十三号

東京都障害者スポーツセンター条例の一部を改正する条例

東京都障害者スポーツセンター条例（昭和五十九年東京都条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の表東京都多摩障害者スポーツセンターの項位置の欄を次のように改める。

東京都国立市富士見台二丁目一番地の一

別表第一東京都多摩障害者スポーツセンターの項中「体育館」を「体育館 プール」に、「印刷室」を「印刷室 録音室 宿泊室」に改める。

附則

1 この条例は、平成三十一年六月三十日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の東京都障害者スポーツセンター条例別表第一東京都多摩障害者スポーツセンターの項に規定する施設の利用に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

東京都体育施設条例及び東京都体育施設条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第二十四号

東京都体育施設条例及び東京都体育施設条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

(東京都体育施設条例の一部改正)

第一条 東京都体育施設条例(平成元年東京都条例第九号)の一部を次のように改正する。

別表二の部(一)の款アの項中「一〇、二〇〇円」を「一五、三〇〇円」に、「二六、九九〇円」を「四〇、四八〇円」に改め、同部(二)の項中

第二球技場、補助競技場又は硬式野球場の夜間照明設備

夜間照明設備(第二球技場又は補助競技場) 一時間 三、四〇〇円
夜間照明設備(硬式野球場) 一時間 三、四〇〇円
一時間 五、一〇〇円

別表七の部(一)の項を次のように改める。

(一) 施設

施設 の 名 称 等	使用 単 位	利 用 料 金	
		入場料の徴収又はこれに類する取扱いをしない場合	入場料の徴収又はこれに類する取扱いをする場合
テニスコート	一面 一時間	一、八〇〇円	三、〇九〇円
インドアコート	一面 一時間	五、四〇〇円	九、四四〇円
シヨールコート	一 時 間	七、五〇〇円	三〇、〇二〇円
シヨールコート附属施設(競技会議室、審判員室、更衣室又は会議室)	一室 一時間	五四〇円	五四〇円
有明コロシアム	一 時 間	一五七、五〇〇円	三七一、二五〇円
有明コロシアム附属施設(第一審判員室、第二審判			

員室、第一会議室、第二会議室、更衣室、厨房、ダイニングルーム、来賓室、来賓関係者室、多目的室、報道関係者ブース、報道関係者室又は別棟ラウンジ)

会 議 室	一室 一時間	一、一七〇円	一、一七〇円
ロビー、エントランスホールその他の施設(規則で定める施設又は部分を除く。)	一日 一平方メートル	一四〇円	一四〇円

(東京都体育施設条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 東京都体育施設条例の一部を改正する条例(平成三十年東京都条例第十七号)の一部を次のように改正する。

別表九の項の次に次のように加える改正規定のうち同表十一の部(一)の款イの項中「五九円」を「六八円」に、「二九円」を「三四円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、第一条の規定による改正前の東京都体育施設条例の規定により、既に納付すべきものとされているこの条例の施行の日以後の使用に係る利用料金(駒沢オリンピック公園総合運動場硬式野球場の使用に係るものに限る。)については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際、第二条の規定による改正前の東京都体育施設条例の一部を改正する条例附則第二項の規定により、既に納付すべきものとされているこの条例の施行の日以後の使用に係る利用料金(夢の島公園アーチェリー場多目的広場の興行等使用に係るものに限る。)については、なお従前の例による。

学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第二十五号

学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例

学校職員の定数に関する条例(昭和三十一年東京都条例第六十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表一の項中「三二、〇六三人」を「三二、四〇四人」に改め、同表二の項中「一五、六五四人」を「一五、六五〇人」に改め、同表三の項中「一〇、九七八人」を「一〇、八七七人」に改め、同表四の項中「五、八七一人」を「五、八九〇人」に改め、同表合計の項中「六四、五六六人」を「六四、八二一人」に改める。

付則第二項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十七年三月三十一日」に改める。

附則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、付則第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第二十六号

学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

学校職員の特殊勤務手当に関する条例(平成九年東京都条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十四年三月三十一日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

東京都教育委員会職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第二十七号

東京都教育委員会職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

東京都教育委員会職員の特殊勤務手当に関する条例(平成九年東京都条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十四年三月三十一日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

東京都立学校設置条例の一部を改正する条例を公布する。

平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第二十八号

東京都立学校設置条例の一部を改正する条例

東京都立学校設置条例(昭和三十九年東京都条例第一百三十三号)の一部を次のように改正する。

別表四の項中

同 羽村特別支援学校

羽村市五ノ神字武蔵野三百十九番地一

を

同 王子第二特別支援学校

北区十条台一丁目八番四十七号

同 羽村特別支援学校

羽村市五ノ神字武蔵野三百十九番地一

に改める。

附則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

東京都都市整備局関係手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

平成三十一年三月二十九日

